

諮問案件 1

富士北麓地域（富士河口湖町内）における景観保全型広告規制地区の指定について

1 指定の経過及び背景

◇平成 26 年度

世界遺産に登録されたすばらしい景観を守り育む必要性等を踏まえ、主要道路沿道 4 地区について景観保全型広告規制地区※の指定を行い、屋外広告物の規制を強化した。

（施行：平成 27 年 4 月 1 日）

※景観保全型広告規制地区（山梨県屋外広告物条例第 7 条の 3）

→指定した区域の基準強化ができる規定（許可地域限定）

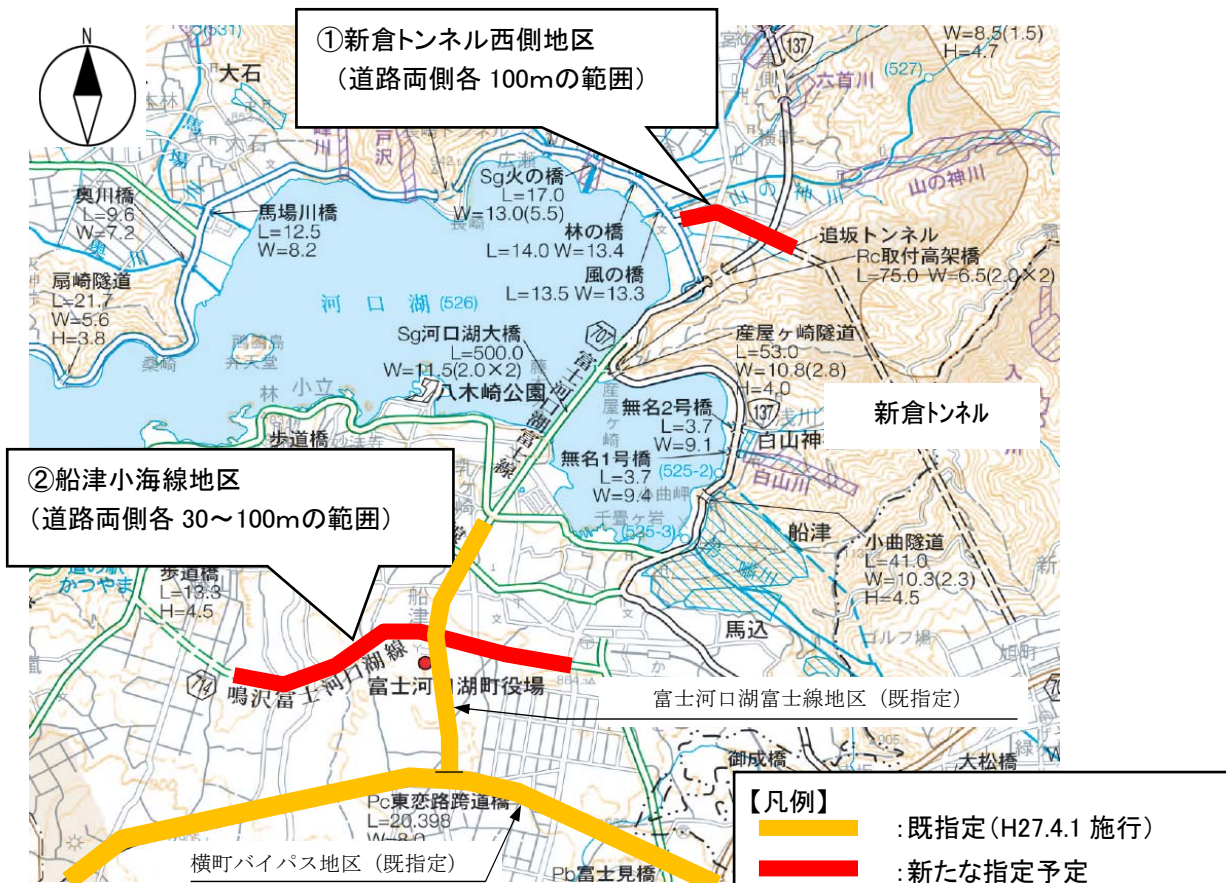
◇平成 27 年 12 月

富士河口湖町から新たに 2 つの地区について、規制強化の要望あり
要望を受け、指定範囲や強化する基準を町と協議し、案を決定

2 指定する地区

次の 2 地区

- ①新倉トンネル西側地区 ②船津小海線地区

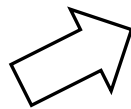


3 目指すイメージ



(現況)

- ・既存物件がほとんどない
- ・しかし、店舗等の出店が予想される
- ・店舗が出店する前に、
規制をかけることによる効果発現は大きい



「こうなるよう、規制」



「こうならないように」

沿道景観の保全や創出を目指す。主な方針は次のとおり。

- ◇色彩を全体的に抑える。
- ◇屋上広告物や建植広告物などの高さが高い広告物は抑える。
- ◇自家用広告物以外の広告物は必要最低限とし、道標及び案内図以外は抑える。
- ◇適用除外となる広告物についても、許可基準にあわせる。
- ◇地区ごとに統一的な基準にする。

4 許可基準の強化内容

地区ごとに強化する許可基準は、資料 1-1 P1 のとおり。
なお、地区ごとの詳細な基準については、既指定の基準や現況等を踏まえ決定した。

5 経過措置について

既存のもので、かつ適法のもの、従前のとおり
(山梨県屋外広告物条例第 10 条の 2 第 3 項の規定による)

6 適用除外基準について

適用除外となるものの一部基準についても、地区ごとに基準を定めることが可能 (山梨県屋外広告物条例施行規則第 10 条第 2 項第 2 号の規定による)

今回、新たに強化する基準にあわせ、これを一体的に制限していく。
なお、詳細な基準は、資料 1-1 P2 のとおり。

7 地区ごとに統一的な基準にすることについて

今回指定する新倉トンネル西側地区内の一部において、第2種禁止地域（道路から展望できる範囲で知事が指定する範囲）が存在する。

しかし、この禁止地域においても、例えば自家用広告物の場合、屋上広告物は設置可能であったり、建植広告物についても高さ10mまで設置可能など、景観保全型広告規制地区の許可基準よりも大きいものができてしまい今回目指すものを達成できないため、本禁止地域についても、本景観保全型広告規制地区に変更し一体的にコントロールする。

なお、変更する区域は次のとおり。

変更する禁止地域	該当する景観保全型広告規制地区
一般国道137号からの展望範囲の一部	新倉トンネル西側地区

8 公告縦覧及び意見

区域や基準案を、公告及び縦覧し意見を求めた。（山梨県屋外広告物条例第7条の3第3項において準用する同条例第7条の2第2項及び第4項の規定による）

その概要及び結果は次のとおり。

縦覧期間	平成28年2月4日（木）～2月18日（木）
閲覧場所	美しい県土づくり推進室、富士東部建設事務所吉田支所、 富士河口湖町役場 また、ホームページでも閲覧可能とした。
意見書提出方法	メールもしくは郵送、持参
意見書の提出	なし

9 今後の予定

告示	平成28年3月末
周知期間	平成28年4月～平成28年9月
施行	平成28年10月～